

仕様書

本仕様書は、士幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務について必要な事項を定めたものである。

1. 事業名称

士幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務

2. 業務の目的

士幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務（以下「本業務」という。）は、各種調査や分析を基に既存交通を見直し、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため、AI オンデマンド交通の導入を検討し、本町にとって持続可能な有効な公共交通網を構築することを目的とする。

3. 委託期間

(1)令和 7 年度 契約日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2)令和 8 年度 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

※事業実施期間は、令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年に渡るが、契約は業務内容で区切るため単年度契約とする。令和 8 年度については、令和 8 年度予算が成立し、令和 7 年度の受託者の成果を踏まえ、予算の範囲内において令和 7 年度受託者との契約を締結する予定である。

※当該期間中の実証運行実施日は本町が別途指定する。

4. 運行形態

利用者の予約により、目的地まで乗合で運行する。

(1) 使用車両 町所有の車両を使用する。

(2) 車両配備 町内に 4 台（10 人乗り車両）

(3) 運行日 月曜日から金曜日まで

(4) 運行時間帯 午前 8 時 30 分から午後 3 時まで（日中を想定）

※電話による予約は乗車前日の 17 時まで。アプリによる予約も同様、ただし、前々日までは、24 時間対応可能とする。

(5) 運休日 土・日、祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間

5. 利用形態

(1) 利用対象者 すべての人（年齢、住まいは問わない）

(2) 事前登録制 利用は、事前登録制とする。

(3) 完全予約制 利用者は、乗車前日の 17 時までに予約センターへ電話で予約する必要がある。アプリによる予約も同様、ただし、前々日までは、24 時間

対応可能とする。

- (4) 予約センター 交通事業者内に設置する予約センターにより、オペレーターによる予約受付及びアプリ予約の受付を行い、システムによる配車を可能にすること。

6. 運賃の取扱い

- (1) 運賃は無料とする

7. 業務内容

- (1) 運行内容

1 運行区域

- (1) 詳細は別添 1 「運行区域図」のとおり

2 乗降方式

別途指定するエリアごとにドア to ドア型又は乗降ポイント型のいずれかによるものとする。

- (2) 業務内容（令和 7 年度）

令和 7 年度においては、需要調査で取得したデータ及び既存の各種調査等の結果を総合的に分析し、既存のコミュニティバス等の公共交通の見直しを行い、町民の移動需要や課題を可視化する。具体的なデータの取得方法及び調査方法については、受託者の企画提案に応じ土幌町と協議の上調整する。また、データ分析結果等を基に、令和 8 年度から実施する新たな交通形態の実証運行の円滑な導入に向けた関係者間の協力体制の構築を進める。

1 業務内容

- (1) 乗降記録等のデータの収集・分析に関すること。

- (a) 土幌町と連携し、町営バス（スクールバス）やコミュニティバス等の既存の公共交通の乗降データや、ハイヤーチケットの利用データ、高齢者交通助成制度の利用データ等を収集し分析する。

- (2) ヒアリング調査の実施に関すること。

- (a) 町内交通事業者（2 社）の現状、及び、町民の移動需要を調査するため、町内交通事業者や町民（町営バス（スクールバス）・コミュニティバス・ハイヤーチケットの利用者）に対するインタビューを行う。

- (3) 町民意識調査（アンケート調査）に関すること。

- (a) 町民の移動需要を調査するためアンケート調査を実施するため、土幌町と協議をしながら設問作成の支援を行う。また、収集した回答結果の集計・分析を行う。

- (b) ※調査は紙と Web フォームの両方で行う。紙の調査票について、印刷・発送用及び返信用封筒の作成・封入・発送は本町が行い、Web フォームは委託

事業者が作成・回収する。

- (c) ※調査は無作為抽出をした 400 世帯を対象とする予定である。調査対象のデータ抽出及び宛名ラベルの作成は本町が行う。

(4) 関係者間の協力体制構築支援に関すること。

- (a) データ分析結果等を基に、令和 8 年度から実施する新たな交通形態の実証運行の円滑な導入に向けた関係者間の協力体制の構築を進めるための支援を行う。
- (b) 運行事業者等の関係者を交えて協議会を開催する。協議会は本町が事務局を担い、委託事業者は資料作成等、事務的な支援を行う。協議会の開催は 2 回を予定しており、委託業者においては、オンラインでの参加も可能とする。

(3) 業務内容（令和 8 年度）

令和 8 年度においては、AI オンデマンド交通の実証運行を行う。本実証運行は、道路運送法第 4 条もしくは第 78 条の許可にて車両を運行する運行事業者（以下、「運行事業者」という。）が運行するものとし、本事業の事業者（以下、「運営事業者」という。）は、以下の事業を実施するものとする。

1 業務内容

- (1) AI オンデマンド交通運行システムの構築に関すること。
- (2) AI オンデマンド交通運行業務に関すること。
- (3) その他別に定める AI オンデマンド交通の運行に必要な業務に関すること。

2 設計・協議

- (1) 本町と綿密な打ち合わせを行い、使用者に配慮した設計とすること。
- (2) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

3 運行システム構築業務

- (1) AI オンデマンド交通配車に係る、本書に示す要求水準及び別紙要件一覧（AI オンデマンド交通システム）に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタリングを行うこと。

4 利用方法の説明・指導

- (1) 本町担当者への説明・指導
- (2) 運行事業者への説明・指導
- (3) 町民説明会における説明に係る相談・支援

5 保守・運用

- (1) 本町の就業時間内（平日 8:30～17:15 まで）は本町及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。
ただし、緊急時においては、この限りではない。
- (2) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。
また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、本町に随時報告すること。

6 プロジェクトマネジメント

- (1) 業務進捗管理
契約後から運行開始までの間、本町と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
 - (2) 地域合意形成に向けた支援
町民や地元交通事業者、関係各所（地方運輸局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。特に交通事業者との協議について支援すること。
 - (3) 交通事業者による運行体制構築に向けた支援
運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行うこと。
 - (4) 車両調達に関する支援
運行計画・仕様方針に沿った、適切な運行車両・車載器の仕様決定・調達を行うにあたり、委託業務範囲に係る仕様の提案や調達に関し、相談・支援を行うこと。
 - (5) 利用促進に向けた支援
利用者登録支援に向けたチラシ・ポスターのデザインや、プレスリリース、町民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。
 - (6) その他事業運営に関わる支援
事業運営組織に対して、デマンド交通事業運営全体に対する助言・支援を同事業の自主運営実績・他自治体での本格運行（実証を除く）支援実績等に基づき、相談・支援を行うこと。
 - (7) 運行開始後の定着・改善支援
運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善について、相談・支援を行うこと。
- 7 その他運行開始準備業務
- (1) ドライバー用タブレット
運行に必要な乗務員用タブレット等の備品については受注者が手配し、本町に貸与すること。なお、故障時の補償・通信費についても手配すること。
・ 4 台及び予備 1 台の合計 5 台分（補償・通信費含む）
 - (2) チラシ・ポスター制作
運行概要や利用方法等を含むチラシ・ポスターのデザインを行うこと
- (4) システム概要
- 1 デマンド配車システムは、効率的な運行ルートの作成、運行をサポートする目的で、以下（５）及び（６）~~別紙要件一覧~~（AI オンデマンド交通システム）を全て満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーツール」、「オペレーターツール」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

- 2 ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も備えること。

(5) システムの提供範囲

- 1 本町が指定するエリアにおいて、4台の車両がデマンド運行を行う体制とする。
- 2 各車両は乗り合いで運行されるものとし、本町が指定するエリア内の地点（乗降ポイントを含む。）で乗降する方式、又は、ドア to ドア型にて乗降可能とする。
- 3 運行事業者は、本町が別途事業者と協議の上、用意することを想定する。

(6) システムに関わる要件

- 1 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）
 - (1) AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
 - (2) 利用者からの予約（電話・アプリ・Web）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
 - (3) 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによるオペレーターツールへの手動登録ができること。
 - (4) オペレーターツールについて、予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること。
 - (5) オペレーターツールについて、利用登録者の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。
 - (6) オペレーターツール及びドライバーツールについて、各運行のルート、利用者の情報等を確認でき、必要に応じてオペレーター及びドライバー間の伝達のために補足の情報を入力できること。
 - (7) ドライバーツールについて、運行開始、乗車場所への到着、乗車、降車場所への到着、降車等の各時点で、画面上のボタンを押下するなどにより、運行状況をシステムに入力できること。
 - (8) 予約締切時間を任意に指定することができること。
 - (9) 乗降地点の指定について、エリアごとにドア to ドア型又は乗降ポイント型による設定を容易に切り替えることができるものとする。
 - (10) 将来的な町民同士の共助による運送サービス等について、ドライバーの登録、配車等の機能を提供する予定があり、その計画を示すことができること。
 - (11) AI オンデマンド交通予約・配車およびその他公共サービスを提供する機能を同一のユーザーアプリの機能として保持していること。
 - (12) フルデマンド方式の運行と路線不定期型の運行がシステム上で同時に設定できること。

(13) ユーザーアプリ、ドライバーアプリ、オペレーターツールについては自社開発のシステムを用いること。

(14) 上記他、拡張性があること

2 ユーザーアプリ

(1) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内、車両位置情報の確認ができること。

(2) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

(3) ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗車降車ポイントを確定し、ユーザーアプリ上でも確認できること。

(4) iOS と Android 双方に対応すること。

(5) 外国語表記（英語・韓国語・中国語を必須とする。また、それ以外の言語について拡張性のあること）に対応すること。

3 ドライバーツール

(1) ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。

(2) 運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。

(3) 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。

(4) インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

(5) ドライバーアプリは iOS か Android いずれかに対応すること。

4 運行管理機能

(1) オペレーターツールは指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。

(2) 車両予約

オペレーターツールにて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。

(3) 利用者の情報

オペレーターツールにて利用者情報を登録、修正、削除できること。

(4) 利用者予約

オペレーターツールにて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。

(5) 車両管理

オペレーターツールにて運行する車両を登録、修正、削除できること。また、運行により取得する乗降データを無料で出力できること。

(6) 運行管理

異常発生時にオペレーターツールにて新規の予約受付停止ができること。また、過去の運行記録について確認ができること。

(7) ドライバーシフト登録

オペレーターツールにてドライバーの運転シフト（運転、休憩）が登録、修正、削除ができること。

(8) 運行実績

利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認できること。

利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）を無料でCSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。

5 操作研修

(1) 研修計画を作成し、事前に本町の承認を得ること。

(2) 町や運行事業者等を対象とした操作研修会を実施すること。

(3) 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。

(4) 研修会で使用するテキストは受注者が準備すること。

(5) 研修会場、使用するクライアント端末、プロジェクター及びスクリーンは本町が準備するものとする。ただし、研修内容に応じて本町と十分に協議を行うものとする。

(6) 必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修など対面を回避した研修手法の提案があること。

6 その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

7 納品物

(1) プロジェクト計画書

(2) サービス説明書

(3) サービス利用規約

(4) システム設定書

(5) 保守・運用体制

- (6) ユーザーアプリマニュアル
- (7) ドライバーアプリマニュアル
- (8) 管理者Webマニュアル

8. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては、概算払いなど契約前に本町と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

9. 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本町に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

10. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に利用させ、又は開示してはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

11. 著作権

作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本事業の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本町は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、本町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

12. その他の事項

- (1) 運行形態（運行日、運行時間及び運行エリア）については、契約期間内であっても事業主体の施策上によって、変更もあり得る。
- (2) 交通事業者へは、万が一の備えとして必要十分な備えの保険契約を求めるものとし、契約書へ最低限の必須加入条件を明記する。
- (3) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査すること

ができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。

- (4) 本仕様書は、令和7年度及び8年度における履行期間を示したものであり、令和9年度以降においても、同一の仕様による本格的な運行事業を実施予定としていることに留意すること。
- (5) この基本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

1 3. 担当

士幌町役場地域戦略課

電話 01564-5-5212

E-mail kikaku@shihoro.jp